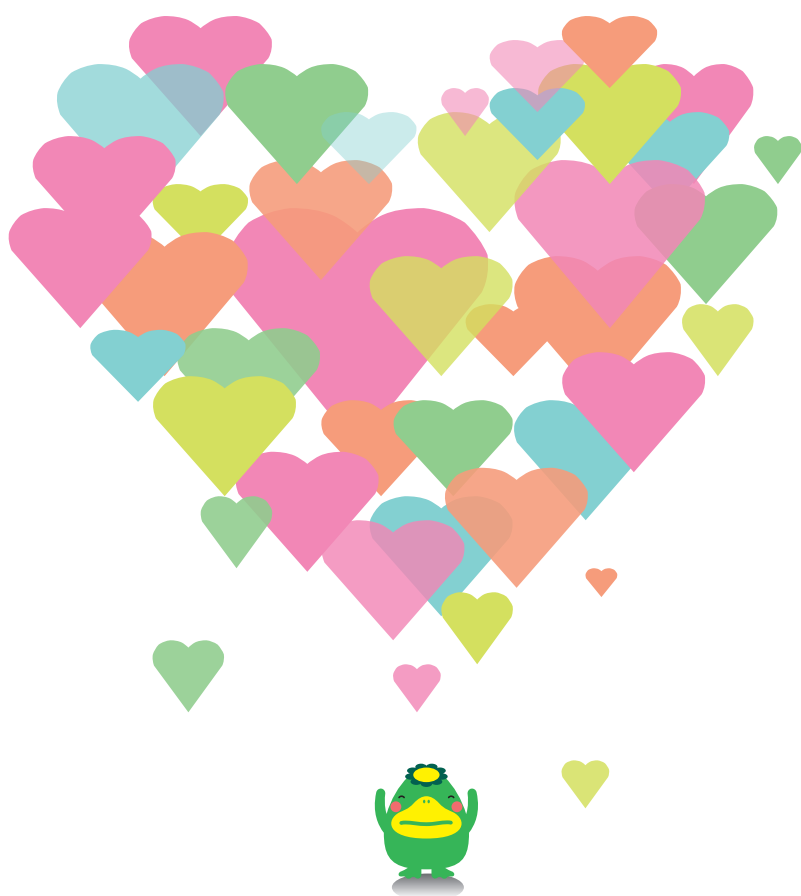


第2期 久留米市
障害者計画



支援と
その方策について

2014年度

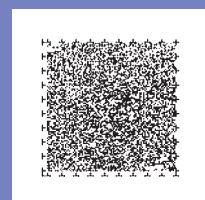
>>>

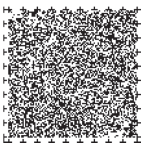
2017年度

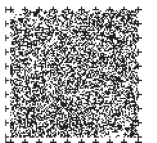


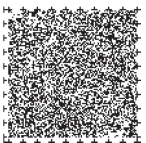
2014.03

City of KURUME









「第2期久留米市障害者計画」策定にあたって



本市では、従前の「久留米市第2次障害者福祉長期行動計画」の期間満了にともない、平成19年3月、「久留米市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、基本理念「障害者が住み慣れた地域で普通に暮らせるまちづくり」のもと、障害のある人を支援する多くの取組を進めてきました。

この第1期計画の期間中、我が国の障害者支援のための法制度はその概念や制度において、大きく変化しました。

平成26年1月、我が国は「障害者の権利に関する条約」の締結国となりましたが、平成19年の条約署名以来、条約締結のための国内関係法の集中的な整備が進められてきたところです。特に平成23年の「障害者基本法」の改正は、障害は社会のあり方との関係によっても生じるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害の概念や、その除去のための「合理的配慮」の概念が導入されるなど、大変重要な意味を持つものとなっています。

また、この期間中の大きな出来事として、東日本大震災や九州北部豪雨など、大規模災害の発生が挙げられます。東日本大震災においては、障害のある人の死亡率は、障害のない人のほぼ2倍との報告もあり、災害時における支援のあり方に課題が多いことを物語っています。

少子化や超高齢社会の進展も避けることのできないものとなっています。総務省の統計では、平成24年度において、高齢化率24.1%に達し、障害者本人やその介助者である家族の高齢化が、新たな問題や不安を生んでいます。

「第2期久留米市障害者計画」策定にあたりましては、第1期計画の取組をさらに推し進めていくとともに、これら社会情勢の変化への対応を盛り込みました。また、庁外検討組織の約半数の委員には障害のある人又はそのご家族等に就任いただき、平成24年度に実施した久留米市障害者(児)生活実態調査の結果と合わせて、可能な限り当事者の意見を反映するよう努めました。

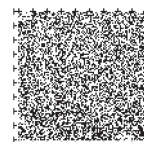
障害のある人の固有の尊厳や権利の実現のためには、障害のある人が自らの意思でどう生きるのかを選択し、生涯を通じて安心して生活していくことができる仕組みづくりが肝要であると考えます。本市の運営方針「一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」、「日本一住みやすいまち・久留米」を目指すことは障害のある方々への支援の取組においても例外ではありません。

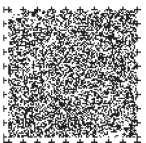
平成26年4月から「第2期久留米市障害者計画」がスタートします。本市の今後の障害者支援の取組は、この新しい計画を基本とし、市民の皆様との協力・協働も図りながら「誰もが その人らしく 安心して暮らし続けることができるまち」の実現を目指してまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、「第2期久留米市障害者計画」の策定にあたり、ご尽力いただきました久留米市障害者地域生活支援協議会障害者計画策定等検討部会委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、調査にご協力いただきました関係機関の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成26年3月

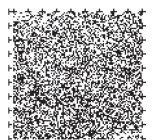
久留米市長 檜原利則



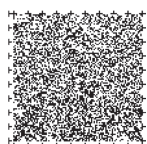


*** 目 次 ***

第1部 計画の概要	1
第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制と過程	3
第2章 障害者を取り巻く現状	5
1. 障害者に関わる法制度の動向	5
2. 障害者の動向	6
3. 生活実態調査などからみた現状	7
4. 第1期計画の進捗と課題	9
第2部 計画の基本的な考え方	10
第1章 計画策定の視点	10
第2章 計画の基本理念	13
第3章 計画の基本目標	14
1. 壁をなくし認め合って生きるために	14
2. 安全と安心のために	14
3. 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	15
4. 自立して暮らし続けるために	15
5. 生きがいを持って自分らしく生きるために	16
第4章 重点施策	17
第5章 施策の体系	19
第3部 計画の展開	20
第1章 壁をなくし認め合って生きるために	20
1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実 重点施策	20
2. 情報バリアフリーの推進 重点施策	24
3. ボランティアなどの育成・活動促進	26
4. 障害者にやさしいまちづくりの推進	28
第2章 安全と安心のために	31
1. 権利擁護・相談支援体制の確立	31
2. 防災・防犯対策の推進 重点施策	34
第3章 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	37
1. 健康相談の充実	37
2. 切れ目のない療育・教育体制の確立 重点施策	39
3. 療育の充実	41
4. 学校教育の充実	43
5. 社会教育の充実	46



第4章 自立して暮らし続けるために	48
1. 一般就労の促進	48
2. 福祉的就労の充実	50
3. 就労支援の充実	51
4. 住まいの確保と居住支援の充実 重点施策	53
5. 在宅福祉サービスなどの充実 重点施策	55
6. 外出支援の充実	58
7. 生活安定施策の充実	60
8. 保健サービスの充実	62
9. 医療サービスの充実	64
第5章 生きがいを持って自分らしく生きるために	65
1. 日中活動の促進	65
2. スポーツ・文化活動への参加促進	68
3. 地域活動や国内外交流の促進	70
第4部 計画の推進	73
第1章 計画の進行管理	73
第2章 重点施策の実施計画	74
第5部 資料編	90
第1章 障害者の動向	90
1. 障害者手帳所持者の状況	90
2. 身体障害者の状況	91
3. 知的障害者の状況	93
4. 精神障害者の状況	94
5. 発達障害児などの状況	96
6. 難病患者の状況	97
第2章 障害者（児）生活実態調査	98
1. 調査の概要	98
第3章 関係団体等インタビュー調査	99
1. 調査の概要	99
2. 難病などについて	100
3. 保育・教育について	101
4. 居住や就労の支援について	103
5. 生活関連施設や交通について	104
第4章 計画策定の経緯	105
第5章 久留米市障害者地域生活支援協議会 設置要綱、専門部会名簿	106
1. 久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱	106
2. 久留米市障害者地域生活支援協議会専門部会（障害者計画策定等検討部会）名簿	109
第6章 久留米市障害者地域生活支援協議会の検討結果について（報告）	110
第7章 久留米市障害者計画等策定推進会議 設置要綱	111
第8章 用語解説	114



第2期 久留米市障害者計画
平成26年3月

発行 久留米市 健康福祉部 障害者福祉課
〒830-8520 久留米市城南町15-3
電 話：0942-30-9035
F A X：0942-30-9752
e-mail：fukushi@city.kurume.fukuoka.jp
ホームページアドレス：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

